

野田市農業委員会総会会議録（第9回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年9月9日午後2時、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1・2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	3番 藤井愛子
4番 川辺茂	5番 筑井正
6番 古谷文夫	7番 齊藤和夫
8番 石塚正夫	9番 染谷美佐夫
10番 針ヶ谷久翁	11番 鳩貝直子
12番 宇佐見稔久	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和4年第9回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、2番、石山高弘委員、病気のため、13番、吉岡清美委員、所用のため欠席でございます。野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

8番 石塚 正夫 委員

9番 染谷 美佐夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で3966平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、老齢により農業経営の規模縮小を図るため、譲受人は、自作地により農業経営の安定を図るためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年8月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

石山（幹）委員 今月は2班が担当で、9月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、議案第2号申請番号1番から10番については宇佐見委員、議案第1号申請番号2番から5番、議案第2号申請番号11番から19番については私が報告します。

また、議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について宇佐見委員から報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、木野崎字柳耕地の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番と3番は関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番・3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で890平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、作付中止のため、譲受人は、農地集約のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹） 議案第1号申請番号2番・3番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字中小用地と大門の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番と5番は関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番・5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で964平方メートルと田1筆で3593平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転による交換です。

申請理由は、畑の譲受人は自作していない耕地と交換するため、田の譲受人は、交換し、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第1号申請番号4番・5番について報告します。

申請地は、岡田字和田前の畑1筆と岡田新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明並びに現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番から4番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番から4番についてご説明いたします。

2ページ3ページをご覧ください。

申請地は、畑7筆で5611.91平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和4年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号1番から4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、整地して碎石を敷き、転圧して整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、高さ2メートルの安全鋼板で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番から4番の説明をする前に、申請番号1番から6ページの19番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番から4番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で3761平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年8月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

転用内容は、軽く転圧をかけ設備を設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置します。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番7番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号6番・7番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で185平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和4年8月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号6番7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、整地し、砂利を敷き、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲はブロックで区分されており、入り口側には単管パイプを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号8番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1266平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、整地、転圧し、設備を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1988平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸駐車場用地です。

令和4年8月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き転圧して駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、上部はフェンスのブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号10番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で370.7平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権による住宅用地です。

令和4年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、購入した土で盛土し整地して住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、排水は合併浄化槽を通して地域排水管に放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、盛土しますが転圧して法面処理して土砂が流出しないようにする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資事前申し込み書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番 12 番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 11 番 12 番についてご説明いたします。

4 ページと 5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆で 1010 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 8 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 2 号申請番号 11 番 12 番について報告します。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、防草シートと碎石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 13 番から 15 番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 13 番から 15 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 1010 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 8 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 2 号申請番号 13 番から 15 番について報告します。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、防草シートと砕石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認めら

れます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 16 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 16 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 325 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による住宅用地です。

令和 4 年 8 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 2 号申請番号 16 番について報告します。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、排水は合併浄化槽を通して側溝に放流し、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、ブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローンに関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 17 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 17 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 5 筆で 2622 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 4 年 8 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 2 号申請番号 17 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 18 番 19 番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 18 番 19 番についてご説明いたします。

申請地は、田 3 筆で 2435 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和 4 年 8 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第2号申請番号18番19番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き整地して駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、安全鋼板及びフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

知久委員 申請番号11番から15番の太陽光発電施設ですが、別の許可済地で工事の途中から施工業者が代わっていますが問題ないのでしょうか。

事務局 農地法上は問題ありません。

他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。
申請番号1番から3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和62年より宅地として利用し現在に至っております。

平成2年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和4年8月22日に受付をしております。

続きまして、申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和48年より宅地として利用し現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和4年8月24日に受付をしております。

続きまして、申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成10年頃より農業用倉庫用地として利用し現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和4年8月22日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農用地利用集積計画について」の一般についてご説明いたします。

8ページ9ページをご覧ください。

野田市長より令和4年8月30日付けで、令和4年度第5次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

2年の賃借権設定が畑7筆で3294平方メートル、5年の賃借権設定が田1筆で3465平方メートル及び畑2筆で2822平方メートル、10年の賃借権設定が畑13筆で8407平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第6号についてご説明いたします。

報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、2件受理しております。
次に2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に3ページから7ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、14件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に8ページをご覧ください。

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に9ページをご覧ください。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が3件ありました。

次に10ページをご覧ください。

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、2件証明いたしました。
以上です。

議長 報告第5号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、3番については許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

1番2番については、委員が現地調査を行っております。
調査にあたった染谷委員より報告をお願いします。

染谷委員 報告第5号登記官照会の番号1番2番について報告します。

令和4年7月27日に私と石塚農業委員、瀬能推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、2ヶ所とも駐車場として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 次に報告第6号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号1番2番について、調査にあたった吉岡委員が、本日欠席のため代わりに報告いたします。
報告第6号番号1番2番について報告します。

令和4年7月7日に吉岡委員と事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、作付けされ農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っているこ

とを証明いたしました。

以上です。

ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長

—運営委員会の報告—

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時50分)